

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルスの長期化に伴い、総合支援資金の再貸付が終了するなど、特例貸付を利用できない世帯へ就労による自立を支援するため支援金を支給します。

対象者

社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付を終了するなど、特例貸付を利用できない世帯であって、次の収入や資産、求職活動の要件をいずれも満たす世帯



収入

①申請月における世帯収入額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

②生活保護の住宅扶助基準額の合計額以下であること

※単身世帯…10.7万円 2人世帯…15.0万円 3人世帯…17.8万円

資産

世帯の預貯金合計額が①の6倍以下であること

※世帯の預貯金合計額が100万円を超える場合は100万円となります。

求職

ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

支給額 月額 **単身世帯**：6万円 **2人世帯**：8万円 **3人以上世帯**：10万円

支給期間 申請月から3か月 **受付期間** 8月31日（火）まで（土日・祝日を除く）

持参物 ●住民票（写）※世帯全員が記載されたもの ●世帯全員の通帳 ●給与明細や収入額がわかる書類
●ハローワーク受付票（写） ●再貸付の借用書控え（写）

問 福祉事務所 ☎ 63-3311

国民年金保険料の納付が困難な方へ 国民年金保険料の免除申請ができます

新型コロナウイルスの影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより国民年金保険料免除申請が可能です。



対象者 次の①および②のいずれも該当する方

① 令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの影響により業務ができないなどにより収入が減少した。

② ①により、令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込額（※）が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれること。

※令和2年2月以降の任意の月における所得額を12カ月分に換算し、見込みの経費などを控除し算出します。

申請対象となる期間 令和3年度分として7月分～令和4年6月分まで

※令和2年度以前の申請も可能です。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。



申請書・添付書類

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に「所得の申立書（臨時特例用）」を添付して提出してください。

申請書の提出先 ●市民課年金係 ●幡多年金事務所

※国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※新型コロナウイルス感染予防の観点から、郵送での提出も受け付けています。

問 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616（自動音声案内）